

資料 3

用語の説明

【あ行】

一時的な仕事についた者

卒業後、パート、アルバイトなどの臨時的な収入を目的とした仕事に就いた者。卒業後の状況調査（中学校）では、平成29年度以前は「左記以外の者」、平成30年度以降は、「有期雇用」のうち雇用契約期間が1年以上かつフルタイム勤務相当の者として計上されない者及び「臨時雇用」に分類される。

1年以上居所不明者

1年以上居所不明のため、学齢簿の編製上、就学義務の免除又は猶予を受けている者と同様に、別に編製されている簿冊（簿冊に相当するもの（電子ファイル・データベース等であって1年以上居所不明者が抽出・検索できる仕組みになっているもの）を含む）に記載（記録）されている者。

1年度間

4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。

【か行】

外国人

日本国籍を持っていない者。二重国籍者は日本人として計上している。

学級編成

学級編制は、学校を設置する地方公共団体の教育委員会が、都道府県教育委員会の定めた基準に基づき行う。その際の基準は、義務標準法及び高校標準法を標準（例：小・中学校単式学級40人、特別支援学校小中学部6人等）とするほか、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して定められている。（義務標準法第3条、第4条及び高校標準法第6条、第14条）

本調査における「学級数」は、上記基準により編制された学級の数をいう。

また、小学校、中学校及び義務教育学校の学級は同一学年の児童生徒で編制（「単式学級」）することとなっている。ただし、特別の事情のある場合は数学年の児童・生徒を一つの学級に編制（「複式学級」）することができるため、集計上「単式学級」、「複式学級」、「特別支援学級」に区分している。（学校教育法施行規則、小学校設置基準、中学校設置基準）

帰国児童・生徒

海外勤務者等の子供（児童・生徒）で引き続き1年を超える期間海外に在留した者のうち、調査前年4月1日～調査年3月31日までの間に帰国した児童・生徒の数を調査日時点で在学している学年別に計上している。

「海外勤務者等」とは、①日本国籍を有する者で海外の事業所、機関等に勤務又は研修を行うこと等を目的に日本を出国し、海外に在留していた者又は現在なお在留している者、②終戦前（昭和20年9月2日以前をいう）から外地に居住していた者で日本に帰国した者をいう。

兼務者

本務者以外の者。本調査では延べ数として計上している。同一人が複数の学校で非常勤講師をしている場合、それぞれの学校で兼務者として計上している。

郊外校

市町村立学校で、設置市町村と学校所在市町村が異なる学校をいう。

公共職業能力開発支援施設等

職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センターなど職業能力開発促進法に基づき設置された施設や、学校として認可されていない厚生労働省所管の看護師養成施設など。

【さ行】

左記以外の者

状況別卒業者のうち卒業後、進学でも就職でもないことが明らかな者。
(例) 予備校等に所属せず受験の準備をしている者。就職活動をしている者。家事手伝いなど。

死亡・不詳の者

卒業後、調査期日の5月1日までに死亡した者と、学校で卒業後の状況がどうなっているかまったく把握できていない者。

就職者	就職者とは、給料、賃金、報酬その他経常的収入を得る仕事に就いた者のことで、自家自営業に就いた者を含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者としない。
就職者総数	就職しつつ高等学校等又は大学等に進学した者、就職しつつ専修学校（専門課程・高等課程）に進学した者、就職しつつ専修学校（一般課程）等に入学した者、就職しつつ公共職業能力開発施設等に入学した者、前記以外に就職した者、これら全てを合計した数。
正規の職員・従業員、自営業主等	雇用の期間の定めのないものとして就職した者。 卒業後の状況調査（中学校）では、平成30年度以降、「無期雇用」に分類される。
正規の職員等でない者	雇用契約が1年以上かつフルタイム勤務相当の者または雇用の期間が1年以上で期間の定めのある者であり、かつ1週間の所定の労働時間がおおむね40～30時間程度の者。 卒業後の状況調査（中学校）では、平成30年度以降、「『有期雇用』のうち雇用契約期間が1年以上かつフルタイム勤務相当の者」に分類される。 なお、労働者派遣法に基づく派遣労働者は、「正規の職員等でない者」又は「一時的な仕事に就いた者」に計上。〔一時的な仕事についての項参照〕
<pre> graph TD A[雇用期間の定め] --> B[なし] A --> C[あり] B --> D[正規の職員・従業員、自営業主等 〔雇用期間の定めのない会社員など〕] C --> E[1年以上] C --> F[1年未満] E --> G[週あたり所定労働時間 30～40時間] F --> H[週あたり所定労働時間 30時間未満] G --> I[正規の職員等 でない者 〔フルタイムの 契約社員、フルタイムの派 遣社員など〕] H --> J[一時的な仕事 に就いた者 〔パート、アルバ イト、フリーター など〕] </pre>	
【た行】	
地方別	全国を8ブロックに区分している。 「北海道地方」……北海道 「東北地方」……青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島 「関東地方」……茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川 「中部地方」……新潟・富山・石川・福井・山梨・長野・岐阜・静岡・愛知 「近畿地方」……三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山 「中国地方」……鳥取・島根・岡山・広島・山口 「四国地方」……徳島・香川・愛媛・高知 「九州沖縄地方」……福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄
定員充足率	幼稚園、幼保連携型認定こども園の認可定員に対する在園者数の割合を表したもの。
【な行】	
入学志願者	高等学校、大学、短期大学において、募集に応じて願書を提出した者で附属の学校からの志願者も含めた数をいう。同一学校で、2つ以上の課程、学科、学部等を志願した者については、実際に入学した課程、学科、学部等の入学志願者として計上し、いずれにも入学しなかった場合は第一志望の課程、学科、学部等の入学志願者として計上している。2次募集志願者も含めて計上する。

二部授業

義務教育未修了者等への就学機会の確保に重要な役割を果たすため、市町村が設置する中学校において、夜間の時間帯に授業が行われる公立の夜間学級のことをいう。実態を把握するため平成28年度調査から調査項目が設けられた。

【は行】

複式学級

学級編制方式の一つで、複数学年の生徒等で構成されている学級。

負担法による者

公立学校の職員で「市町村立学校職員給与負担法」による者をいう。

分校（園）

本校（園）とは別個に認可された教育施設。集計上は、分校も1校として集計している。

本務者

当該学校の専任の教職員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。

【ら行】

留学生

日本に国籍がない者で日本の大学、大学院、短期大学に留学している者。学生数は専攻科及び別科で学ぶ者並びに聴講生及び専科生等を含んでいる。日本政府から奨学金を支給されている留学生を国費留学生、自費で留学費用を賄っている者及び都道府県又はその者の国から奨学金を支給されているものを私費留学生という。

【 法令名略語 】

義務標準法…公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

高校標準法…公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律